

令和8年度

初任者研修の手引

栄 養 教 諭

沖縄県教育委員会

I 栄養教諭初任者研修の目的及び概要

1 育成指標：採用ステージ

〔教職を支える力〕 〔人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解〕 〔生徒指導力〕 〔食育推進力〕 〔学校運営力〕

2 研修の目的

栄養教諭初任者研修は、新規採用栄養教諭に対して、現職研修の一環としてその職務に必要な事項に関する基礎的・専門的研修を行い、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得させることを目的とする。

3 栄養教諭初任者研修の概要

栄養教諭初任者研修は、栄養教諭の所属する学校、共同調理場における校内研修と教育事務所や県立総合教育センター等で行う校外研修で構成している。また、研修内容は、学校教育などに関わる基礎的素養と栄養教諭としての職務に関する事項がある。

校内研修においては、専門研修を円滑に実施するため、初任者の所属する学校の中から校長が校内指導教員（教諭）1名を命じるものとする。

そこで、栄養教諭、校内指導教員とともに充実した研修が実施できるよう、各学校、共同調理場においては研修の時間の確保や校務・業務分掌組織上の工夫等の準備や手立てが必要となる。

II 栄養教諭初任者研修の内容

栄養教諭初任者（以下「初任者」という）は、1年間、校内において校内指導教員等の指導・助言による研修（年間10日程度）及び校外において、教育事務所や県立総合教育センター等が実施する講義・演習等による研修（年間6日程度）を受ける。

1 校内における研修

校内研修は、管理職等による基礎研修と、校内指導教員による研修の10日程度とする。

(1) 基礎研修

校長等による教諭の職務遂行に必要な基礎的な内容について、2日程度受ける。

(2) 校内指導教員による研修

校内指導教員の指導・助言による研修を8日程度受ける。

① 教科等の授業の実施(3日)

初任者は、事前に指導助言を受け、授業を実施し、事後に行った授業に対して、指導助言を受ける。

② 給食の時間における指導の実施(3日)

初任者は、事前に指導を受け、給食の時間における指導を実施し、事後に行った指導について、指導助言を受ける。

③ 授業参観指導の実施(2日)

担任等の授業を参観し、事後、授業者を交えて授業研究を行う。

(3) 課題研究

初任者の学校及び共同調理場における課題を設定し、校内指導教員等の指導を受けながら研究し、栄養教諭初任者研修の報告会で発表する。

2 校外における研修

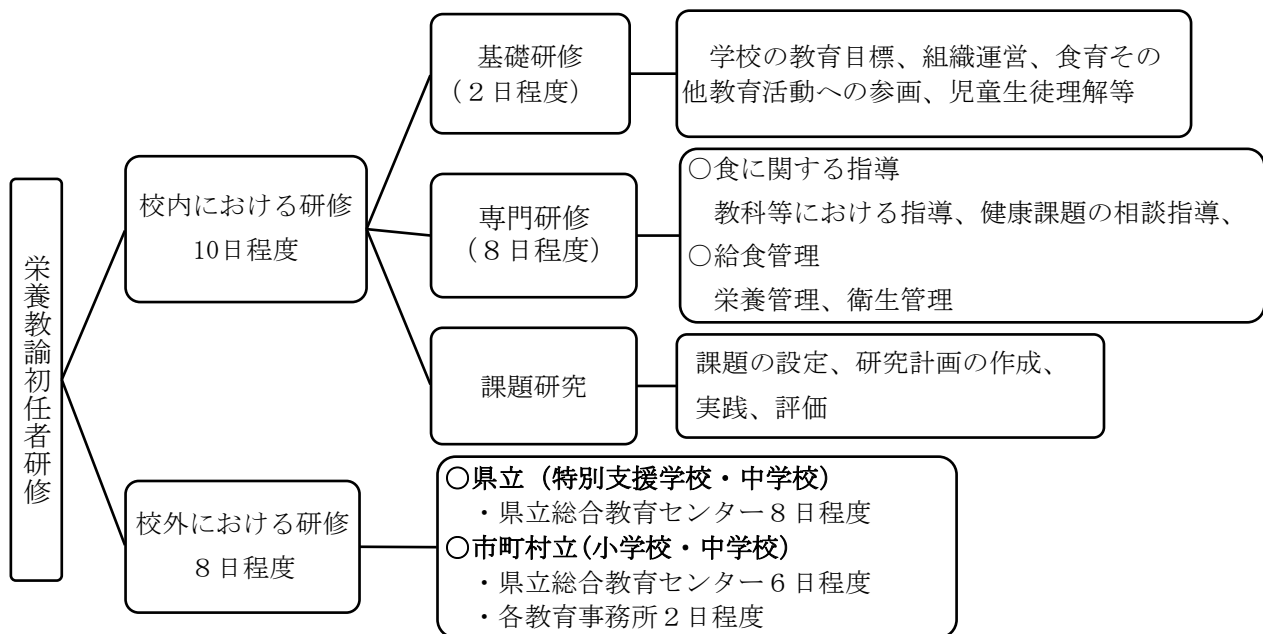
県立総合教育センター、教育事務所等において年間6日程度実施する。

3 連絡協議会等

校長等連絡協議会

栄養教諭初任者研修を円滑かつ効果的に実施するために開催する。

◎ 研修組織体系



III 校内研修を進めるにあたって

栄養教諭は共同調理場が勤務地である場合が多いため、栄養教諭初任者研修を有意義な研修にするためには、学校及び共同調理場（以下「学校等」という。）における校長及び共同調理場長（以下「校長等」という。）のリーダーシップのもとに協力体制を確立することが重要である。また、校長等は校内体制を整備し、栄養教諭初任者が講義等を受ける際には、業務に支障が生じないように配慮する必要がある。

1 校内研修における体制づくり

(1) 校長・教頭・共同調理場長の役割

校内における栄養教諭初任者研修は、当該学校等の校長等のリーダーシップのもとに行われるもので、全職員の協力体制のもとに実施されるものであることを周知させることが大切である。

- ① 栄養教諭初任者研修の成否は、全職員の理解と指導・協力体制の充実が肝要である。特に校務分掌組織の見直しや実施状況の把握、指導助言等の研修を充実させるための条件整備、さらには栄養教諭初任者への直接的指導を行う等そのリーダーシップの発揮が必要である。

- ② 研修を実施する前に、効果的な研修ができるように当該学校等の全職員が協力して栄養教諭初任者を育てようとする学校等の体制をつくるため、校長等が全職員に本研修の趣旨、目的、意義を理解させ教諭経験の浅い職員を育てようとする意識を高めることが必要である。
- ③ 校内指導教員を援助する学校全体としての共同的な体制を確立するとともに、これを校務分掌に位置づけるなどの体制づくりが必要である。
- ④ 栄養教諭初任者が校外における研修を受ける間、その職務が校内指導教員又は、他の教職員によって適切に行われるようにするなど、校内、調理場内体制を整備し、業務に支障が生じないようにするなど配慮が必要である。

(2) 校内指導教員の役割と指導内容

① 校内指導教員の役割

校内指導教員は、年間指導計画に従い、栄養教諭初任者の所属する学校において、栄養教諭初任者に対して実務上必要な事項について指導・助言を行うとともに、栄養教諭初任者の職務に関する相談に応じるものとする。

② 指導内容

- ア 研修年間指導計画の作成
- イ 栄養教諭初任者への研修における指導助言
- ウ 課題研究への指導助言
- エ 研修記録簿（校内・校外）の提出に係る指導及び助言

2 研修における年間指導計画書作成について

(1) 研修年間指導計画の作成手順

- ① 校内における年間指導計画書（様式1）の作成にあたっては、学校行事等と研修日が重複しないように確認する。
- ② 校内における研修は、基礎研修と専門研修を合わせて年間10日程度設定する。-
- ③ 研修項目については、（別紙1）V栄養教諭初任者研修（校内・校外）を参考に計画する。
- ④ 研修の指導方法については、VI校内における研修の実際を参考に計画する。
- ⑤ 校外における研修日を記入し、重複しないように留意する。
- ⑥ 校外研修第6回「研究授業及び授業研究会」の代表者となった場合は、校内研修の食に関する指導の1日を校外研修の授業実践日とする。（開催日は令和8年度校外研修計画の通り）

(2) 研修年間指導計画書作成時の配慮点

- ① 校内指導教員の参画を得て年間の研修項目と研修の内容の検討を行い、見通しのある年間研修指導計画を作成することが必要である。
- ② 栄養教諭初任者の経験を考慮し、実態に応じた研修内容や研修方法を工夫するとともに、内容に偏りが生じることがないように配慮する。
- ③ 学校教育目標及び食に関する指導の全体計画、教科等の年間指導計画を踏まえ、体系的に食に関する指導を計画する。
- ④ 栄養教諭の意欲と日常における課題解決に結びつくような実務に即した指導を大事にし、必要度にあわせた研修項目を具体化する。
- ⑤ 栄養教諭初任者研修に対する職員の理解と認識を深める等、校内体制づくりに配慮する。

IV 校内における研修の実際

1 研修の形態

研修形態は、研修内容と密接な関係にある。口頭指導、実務指導等をどのように組み合わせて行うかによって指導効果も高まり、さらに、栄養教諭初任者の意向を反映することも可能になる。

2 研修の進め方

(1) 研修の内容

① 管理職等における基礎研修

基礎研修の内容は、学校教育目標と具現化に向けた取組、教育課程、食に関する指導の校内体制、児童生徒理解等である。

② 校内指導教員による研修

ア 学級活動、体育、保健体育、家庭科等において、チーム・ティーチングで授業を実施し、指導力の習得等である。

イ 給食の時間における食に関する指導において、栄養や食事のマナーに関することなど指導案(略案)を作成し実践することや、給食委員会の企画運営等である。

ウ 特別活動、体育、保健体育、家庭科、その他の教科等領域における授業の参観、授業研究の参加である。

(2) 研修の指導方法

① 口頭指導

校長等、教頭、校内指導教員は、初任者に対して指導内容に関する資料を準備するなどし、説明や話し合いなどによって指導助言を行う。

② 作業指導

校内指導教員は、初任者が教職員との連携や校内で提案する際の提案方法等について、指導助言を行う。

③ 観察指導

校内指導教員は、初任者が行う児童生徒に対する給食指導や委員会活動等を観察し、指導助言を行う。

④ 授業研究指導

授業研究指導は、初任者自身が直接授業を行い、校内指導教員が指導するものと、師範指導(校内の教員や指導教員等の行う授業を初任者が参観する指導)がある。指導に際しては、初任者にとって今何が必要かを考え、ゆとりをもって指導に望むことが大切である。

3 課題研究の進め方

課題研究は、栄養教諭初任者が日々の実践の中で気づいた食に関する課題や、各学校、各調理場において直面する課題について取り上げ、調査や資料、文献等を参考に理論研究を進めながら、課題解決の方法を追求していくことである。

(1) 課題研究のねらい

課題研究は、栄養教諭初任者が、各学校、各調理場において直面する食に関する課題を設定し、指導者等の指導及び助言を受けながら主体的に課題解決の方法を追求することで栄養教諭初任者としての資質を高め、食のコーディネーターとしての実践的指導力を身に付けていくこ

とを目的としている。

(2) 研究の進め方

① テーマ及び課題設定の理由

ア 課題への取り組みを通して目指したいこと

イ 取り組む背景や理由

ウ 研究仮説

課題解決のために、どのようなアプローチを行う
ことが効果的なのか予想を立てる

② 課題解決の方法

取り組む方法や内容（箇条書き）

③ 研究計画

課題解決に向け年間を通した計画を作成する

④ 課題解決に向けた具体的な取組(実践)

ア どのように展開し取り組んだのか。

イ 取組を通して児童生徒等の変化や反応はどうだったのか。

ウ 取組を進めるために教職員、調理員等にどのように働きかけ連携や協力をしたのか。

⑤ 評価

ア 結果と考察

課題解決に向けて取り組んだ結果、児童生徒の反応、学習活動等にどのような変容がみられたか。また教職員、調理員等にどのような変容がみられたか等についてまとめる。

イ 今後の課題

課題解決のため取り組んだ結果、解決できなかった課題や改善策等についてまとめる。

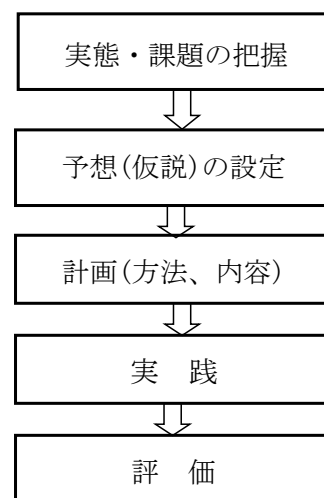
(3) 課題研究報告会について

① 報告月日：令和9年1月27日（水）※開催方法については、12月頃通知予定。

②報告様式：様式3 課題研究報告書

③報告方法：パワーポイント等によるプレゼンテーション（7分程度）

④その他：報告様式・提出期日等については IX栄養教諭研修に係る文書等 参照



〈 課題研究の作成・提出についての注意事項〉

○提出書類及び発表用のパワーポイントの作成にあたり、児童生徒のプライバシーに配慮する。

○提出にあたっては、管理職（校長・教頭）及び、校内指導教員の指導・助言を得る。

○写真等を使用する場合、個人が特定されないように配慮する。（モザイクなど）

○報告書の写真は、グレースケールで提出する。

○グラフ等は、読み取れるか確認をし、グレースケールで提出をする。

V 校外における研修の実際

1 研修の意義

校外における研修は、栄養教諭初任者の所属する学校や調理場では得られない体験等を通して広い視野に立った教育活動のための力量形成を図るとともに、幅広い知見を得て、社会の構成員としての視野を広げることができる。

また、校外における研修では所属校、調理場や校種の枠を超えた相互交流が行われ、栄養教諭初任者同士が業務上の悩みや指導・教育方法、給食室経営等の課題について研究協議し、栄養教諭の職務について語り、学びあうことができる。それらの体験等は、その後の食に関する指導、学校給食の充実及び教育活動における自信につながる。

2 校内研修との関連

校内研修及び校外研修はどちらも、実践的な指導力の向上を目的とするものであり、栄養教諭の職務に必要な研修を行うものである。したがって、両方の研修内容に相互の関連を図り、相互補完的な研修を実施するよう配慮する必要がある。

3 研修内容

校外における研修は、教育事務所において2日（県立学校は県立総合教育センターで2日）、教育公務員としての服務や教育課題に関する基礎的研修が行われる。

県立総合教育センターにおいては、4日程度行われる。内容としては、栄養教諭初任者としての基本的な職務に関する事項、食に関する指導・給食管理など専門的分野に関する事項について講義、協議及び演習、研究授業における授業参観や授業研究会等について行う。

(別表第 I) VI 栄養教諭初任者研修項目例(校内・校外)

領域	育成指標	研 修 内 容		校内研修	校外研修	
					教 セ	教 事
基礎 研 修	教 職 を 支 え る 力 ・ 学 校 運 営 力	<ul style="list-style-type: none"> ・本県教育の現状と課題 ・教育公務員としての心構え・服務 ・学校教育目標と組織・運営具現化に向けた取組 ・学校の組織運営と校務分掌等 ・栄養教諭の職務内容及び使命 ・特別支援教育の理解とその取組 ・学校保健・学校安全 ・平和教育 ・職員会議等への参加と提案の仕方 ・児童生徒の理解と取組(実態の把握) ・課題研究について(実践・報告) ・人権教育 ・発達障害の理解とその対応 ・食に関する指導の校内体制について ・家庭・地域との連携(食に関する現状と課題) ・情報教育・ICT 活用 		◎	○	
				◎	○	
				○		
				○		
				○		
				○		
				○		
				○		
				○		
				○		
専 門 研 修	食 育 推 進 力	食 に 関 す る 指 導	<ul style="list-style-type: none"> ・給食委員会・学校保健委員会等との連携(関係職員との連携) ・食に関する指導の全体計画の意義と実際 (カリキュラムマネジメント) ・給食の時間における指導及び食に関する指導 ・学習指導案の作成と学校給食を教材として活用 ・各教科等における授業の実施(授業研究会) ・給食の時間における給食指導及び食に関する指導 ・授業参観(校内・公開授業等) ・カウンセリングの理論と方法 ・個別的な相談指導の実践及び保護者からの相談への対応 		○	○
			給 食 管 理	<ol style="list-style-type: none"> 1 栄養管理 <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食摂取基準に基づいた献立作成 2 衛生管理 <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食衛生管理基準に基づいた諸帳簿の作成と食中毒予防 (2) 衛生管理の基礎と実際の衛生管理に係る点検 (3) 学校における衛生管理と感染症予防 		○

※ ◎は、県立中学校及び県立特別支援学校が対象です。

- ① 校内研修における研修は 10 日で、そのうち管理職等による研修を 2 日、校内指導教員による研修を 8 日行う。
- ② 管理職等における研修は、育成指標「教職を支える力」「学校運営力」に関する内容について行う。校内指導教員による研修は、育成指標「食育推進力」に関する内容について行う。
- ③ 指導形態
授業の実施については、チーム・ティーチングで授業を行う。【指導案（略案・細案）による授業を実施する。】※授業を行う教科等は以下の通り。
・学級活動 ・体育（保健領域）（小学校） ・保健体育（中学校） ・家庭科（小学校） ・技術家庭科（中学校） ・その他の教科 等
- ④ 給食の時間における指導の実施については、栄養バランスや食事マナー等について指導（略案）を作成し実践する（食に関する指導の事前・事後指導に充てても良い）。そのほか、給食委員会の企画・運営等がある。※校内指導教員からの助言等を参考にする。
- ⑤ 授業参観指導の実施
初任者は、担任等の授業を参観するにあたり、注目すべき視点や学ぶべきポイント等を明確にして臨む。また参観後は、振り返りの時間を作り、授業者から指導方法や児童生徒への発問の工夫などを聞くなどして、今後の自身の授業等に活かしていく。

Ⅷ 令和8年度 栄養教諭初任者研修校外研修計画

(別表第Ⅱ) 県立総合教育センター等における研修(協議会含む)

回	期日	対象	場所	*育成指標	主な研修内容
1	4月	市町村立 小・中学校初任者	各教育事務所	*教職を支える力 (倫理観・使命感・責任感)	各教育事務所が行う開講式に参加
	4月2日(木)	特別支援学校初任者 県立中学校初任者	県立総合教育センター		開講式 ・本県教育の現状と課題 ・教育公務員としての心得
2	4月21日(火) ※【Web研修】	初任者全員	各所属校又は 各調理場	*食育推進力(食に関する指導: 連携・調整)	・衛生管理の基礎 ・課題研究報告(前年度初任者)
	4月21日(火) ※【Web研修】 連絡協議会	学校長 調理場長 校内指導教員 初任者	各所属校又は 各調理場	*学校運営力(連携・協働)	・研修の概要 ・栄養教諭の職務内容 ・校内研修の進め方 ・学校における食育推進
3	5月12日(火) 【※Web研修】	初任者全員 【学校栄養職員初任者合同研修】	各所属校又は 各調理場	*食育推進力(給食管理)(食に関する指導:個別指導) *学校運営力(情報管理・活用) *教職を支える力(倫理観・使命感・責任感)	・平和教育 ・特別支援教育の理解とその取組 ・人権教育 ・課題研究報告の進め方
4 5	7月27日(月) 7月28日(火)	初任者全員 【栄養教諭5年・中堅・学校栄養職員中堅と合同】	県立総合教育センター	*教職を支える力(倫理観・使命感・責任感) *学校運営力(連携・協働) *食育推進力(食に関する指導:教育指導)	・学習指導要領と教育課程 ・食に関する学習指導案の作成と実践 ・衛生管理の課題と改善 ・カウンセリングの理論と実践 ・食に関する指導の全体計画①②の活用と改善
6	11月20日(金)	初任者全員 【栄養教諭5年・中堅合同研修】	授業実践校	*学校運営力(連携・協働) *食育推進力(食に関する指導:教育指導)	・研究授業及び授業研究会
7	令和9年 1月27日(水)	初任者全員	各所属校又は 各調理場	*教職を支える力 (豊かな人間性・学び続ける力)	・研修のまとめ
	令和9年 1月27日(水) ※【Web研修】 連絡協議会	学校長 調理場長 校内指導教員 初任者	各所属校又は 各調理場	*食育推進力(食に関する指導)	・課題研究報告会 ・校長等連絡協議会 ・閉式行事
8	令和9年 2月18日(木)	特別支援学校初任者 県立中学校初任者	県立総合教育センター	*教職を支える力(倫理観・使命感・責任感)(豊かな人間性・学び続ける力)	・閉講式
	2月	市町村立 小・中学校初任者	各教育事務所		

IX 栄養教諭初任者研修に係る文書等

	提出文書	校種	提出先	提出期限	備考
①	様式1 研修年間 指導計画書	市町村立 小・中学校	市町村教育委員会へ 2部 ----- 教育センター所長宛 1部	教育委員会及び 教育センターへ 5月20日必着	・校内指導教員及び初任者は、研修 年間指導計画書を作成し、校長の決 裁を受け提出すること。
		特別支 援 学校、県立 中学校	教育センター所長宛 1部	※教育委員会から教 育事務所へ1部提出 5月27日必着	
②	様式2—② 校内・校外 研修記録簿	全校種	教育センター所長宛	前期（4～8月分） 9月10日必着	・校内及び校外研修ごとに日付順に 綴じる。 ・作成及び実践した学習指導案を全 て1部ずつ添付すること。 ・記録簿は必要に応じ市町村教育 委員会への提出を求めることがあ る。
	様式2—① 報告書の内容確 認書			後期（9～12月分） R9年2月18日必着	
③	様式3 課題研究 報告書	全校種		中間報告 R8年7月27日	※校長・校内研修指導者の確認後、 研修時に持参する。
			起案文書に <u>学校長の 押印後</u> 、PDF データで 専用の提出先へ提出 する	最終報告 R9年1月13日 (必着)	※校長・校内研修指導者の確認後に 提出すること。 ※冊子作成のため、期日は厳守。 ※2枚(4ページ)
④	課題研究 報告会資料	全校種	専用の提出先へ パワーポイントで提出	R9年1月25日まで	・
⑤	校内研修 における指導案	全校種	専用の提出先へ PDF データで提出する	令和9年 2月18日(木) 必着	・指導案の様式の指定はない。 ワークシート等も提出すること。
⑥	定期及び日常の 衛生検査の点検 票 1～5,7・8票				・定期および日常の衛生検査の点検 票を作成し、提出すること。
⑦	食に関する指導の 全体計画①、②				・全体計画令和9年度版(案)を作成 し、提出すること。
⑧	様式6 1年間の研修を 終えて				・A4用紙 1 枚程度に作成し提出す ること。
⑨	様式4 欠席届	市町村立 小・中学校	市町村教育委員会へ2部 ----- 教育センター所長宛 1部	※欠席及び延期・中断の際は、所属長より県立総合教育セン ターへ連絡を入れ、後日すみやかに各関係機関に文書を提出 すること。 ※市町村の場合、市町村教育委員会から教育事務所へ1部提 出する。	
	様式5 延期・中断届	特別支 援 学校、県立 中学校	教育センター所長宛		

栄養教諭初任者研修に係る文書等の提出について ※鑑文をつけて提出をお願いします。
各学校の文書の保管については、各学校の規程に従い行う。